

第7回 ICCPR 政府報告書審査（日本）に関する List of Issues のうち
恣意的拘禁（刑事施設・精神科病院・入管収容）に関する NGO 報告による追加情報

恣意的拘禁ネットワーク
(Network against Arbitrary Detention)

目次

第1	はじめに	2
1	このレポートを作成した者	2
第2	未決拘禁一般について	2
1	LOIPR	2
2	勧告案	2
3	根拠となる事実と勧告を求める理由	2
第3	沖縄における自由権の抑圧と人権擁護者の恣意的拘禁	7
1	LOIPR	7
2	勧告案	7
3	根拠となる事実と勧告を求める理由	7
第4	カルロス・ゴーン氏に対する刑事拘禁に関する追加情報	10
1	概要	10
2	事実経過	10
3	自由権規約9条、14条に反すること	10
第5	入管収容に関する追加情報	11
1	日本の入管収容と近時の状況概説	11
2	2週間仮放免と国連恣意的拘禁作業部会による意見	12
3	名古屋入管被収容者死亡事件	12
4	入管法改正案の提出と取りやめ	13
5	まとめ	13
第6	精神科病院における身体拘束に関する追加情報	13
1	概要	13
2	事案の内容	14
3	精神科病院における身体拘束に関する日本の法規制	15
4	本件判決の問題点	15
5	日本政府に求められること	16

第1 はじめに

1 このレポートを作成した者

日本は、他の文明諸国に比べて、きわめて恣意的な基準に基づいて人身の自由が制限され、また、その回復のための公正な手段が欠如した社会である。日本における人身の自由に対する極めて憂慮すべき状況は、ある特定の分野においてのみ生じているのではなく、刑事施設、精神科病院、入管収容と、分野を横断して生じている。

私たちは、日本において人身の自由を奪われている人々の人権状況を改善するために活動している人権団体のネットワークであり、日本における拘禁問題につき横断的に捉えるべく、本レポートを協力して作成した。提出済みのレポートと構成団体一覧を含む別紙は以下のとおり。

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCCPR%2fCSS%2fJPN%2f43401&Lang=en
https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CCPR/Shared%20Documents/JPN/INT_CCPR_CS_S_JPN_43402_E.pdf

第2 未決拘禁一般について

提出済みのレポートにおいては、日本における拘禁に関する深刻な問題の一つである未決拘禁（罪を犯したと疑われた者の裁判中の拘禁）問題について触れていなかったため、本追加レポートにおいて述べる。

1 LOIPR

パラ16 身体の自由と自由を剥奪された人の取り扱い（自由権規約7、9、10条）

2 勧告案

- 1) 自白獲得のための取調と未決拘禁は廃止しなければならない。
- 2) えん罪と虚偽自白の温床である代用監獄システムは速やかに廃止しなければならない。
- 3) 起訴前の勾留中にも保釈が得られるように制度を改正すべきである。
- 4) すべての被疑者が逮捕のときから国の費用で弁護人の援助を受ける権利を保障され、かつ、捜査機関による取調べに弁護人が立ち会うことを認めなければならない。
- 5) 取調べの継続時間の厳格な制限、取調べの方法を規制する立法措置を講じ、捜査機関の取調べは全部ビデオ録画されるべきである。
- 6) 都道府県公安委員会から独立し、かつ、取調中に行われた拷問や不当な取扱いの申立てについて迅速、公平かつ効果的に調査することのできる権限を持った不服審査のためのメカニズムを設けるべきである。

3 根拠となる事実と勧告を求める理由

(1) 逮捕されたら、延々と取調べが続く

多くの日本人は罪を犯したと疑われて警察に逮捕されたら、毎日毎日朝から晩まで取調

べを受け、時には怒鳴られたりするのは運命だと考えているようである。犯罪を疑われた人が、警察又は検察などの捜査機関によって逮捕されると、その捜査機関によって取調べが始まる。警察が逮捕した場合は送検し、検察官によって逮捕後48時間以内に勾留請求をするかどうかを決めることになる。また、逮捕後72時間以内に裁判所に勾留を請求するか、または釈放を決めなければならない。

勾留決定後は法務省が管轄する拘置所に収容することが原則であるが、日本の実務では実際には警察留置施設にとどめ置かれることが原則となってしまうている。勾留の期間は10日以内が原則であるが、多くの事件で10日を限度に勾留延長がなされている。

勾留決定後の警察署留置は、本来は拘置所に拘禁される代わりに警察署に置かれるため、代用監獄(Daiyo Kangoku)と呼ばれている。

検察官が逮捕した事件では原則どおり、拘置所に勾留されるが、検察官は、起訴までの期間、検察庁の属する法務省が管轄している拘置所内の取調室を使って長時間の取調べができるため、代用監獄の場合と比べて大差がない(警察にとっては、拘置所は自由に使える場所ではないが、検察官にとっては自由に使える場所である)。

(2) 代用監獄はうその自白を生み出し、えん罪の温床となっている

数々の自白強要の温床といえる日本の警察拘禁は、「Daiyo Kangoku」として世界に知られている。

死刑確定者で再審が認められた、免田事件、財田川事件、松山事件、赤堀事件は、すべて、代用監獄でうその自白がとられていた事件である。最高裁判所で、再審開始を棄却する高等裁判所の決定が2021年1月に取り消されたばかりの袴田事件においても同じである。

(3) 2005年被収容者処遇法では未決拘禁の改革はできなかった

名古屋刑務所における拷問・虐待事件を契機に、2004年から2005年にかけて、1908年に制定された監獄法が改正された。この改正によって、受刑者に対する規律優先の処遇にある程度の歯止めがかけられ、各刑事施設、留置施設に弁護士、医師、研究者、市民を委員とする視察委員会が設置された。また、代用監獄の代替収容性は維持され、警察の留置施設の例外的な法的位置づけは残されたが、代用監獄の廃止は警察の強い抵抗によって実現できなかった。

すなわち、刑事被収容者処遇法の15条は、旧監獄法1条3項を引き継いで、「第三条各号に掲げる者は、次に掲げる者を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる。」とし、懲役禁錮、死刑確定者などを除く被勾留者は、引き続き留置施設に代替収容できることとされてしまったのである。

また、未決処遇における無罪推定原則が明記されず、ほとんどの事件において、警察の留置施設が裁判所の勾留決定後も勾留場所として使用される状況が続いている。国際機関から求められていた、取調期間・時間の制約、取調の全面的な録画、起訴前の保釈制度の導入、弁護人の取調べへの立会いなど重要な課題も実現できなかった。留置施設に常勤の医師や医療スタッフがいないため、全面的に外部の嘱託医に依存した医療しか提供できていないという深刻な問題点もそのままである。

(4) 捜査と留置の分離によっても代用監獄の弊害は克服できていない

警察での取調べによってその自白が作られるという自由権規約委員会の指摘に対し、日本政府は、新たに制定された刑事被收容者処遇法16条3項によって「留置担当官は、その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。」と定めているとし、これにより、警察内部で、捜査の担当と留置の担当者を分離したので、弊害は除去されたと説明している。しかし、同じ署長の下で担当を分けても、警察組織そのものの目的が、犯罪捜査を目的としているため、法が改正された後にも、うその自白の強要は続いていて、根本的な解決はなされていない。

とりわけ興味深いのは、2012年に発覚したパソコンの遠隔操作による脅迫メールに関するえん罪事件である。この事件は、真犯人が別にいることが後に確認された、完全なえん罪事件である。誤って逮捕された無辜の市民4人のうち2人が、警察の取調べによって虚偽の自白に追い込まれた。神奈川県警においては、少年が「否認していたら...『院』（少年院のことを指す）に入ることになるぞ」「検察官送致になると、裁判になり、大勢が見に来る」などと言われた。虚偽の自白に至らなかった被害者についても、弁護人の報告によれば、大阪府警の取調べにおいては、えん罪被害者の言い分におよそ耳を貸さず、心理的圧力をかける取調べがなされていた。また、三重県警は、えん罪被害者の否認にもかかわらず、延べ12日間、合計24回、約50時間にわたる取調べを実施し、うち最も長い取調べは一日当たり約8時間に及んでいたことを自認している。

「長期に及ぶ取調べと自白を得る目的での濫用的な取調べ方法の危険」を避けるためには、代用監獄を廃止するよりほかに方法がないのである。

(5) 長期にわたる未決拘禁、起訴前保釈制度の不在、弁護士の取調べ立会い不可

警察で勾留決定がなされた後は警察に戻してはならないことが、国際基準で厳格に定められている¹。また、刑事被拘禁者の人権の国際基準によれば、未決拘禁は裁判のために身

¹ 代用監獄のような制度は、世界中を探しても、日本にしか存在しない。

このように言い切れる根拠は次のとおりである。1980年代に代用監獄制度が国際的に非難された際に、日本政府は類似の捜査実務が、ハンガリー、フィンランド、韓国の国家保安法違反事件捜査、トルコやイギリスのテロ事件捜査にも見られると反論した。法務省の世界的な調査によって類似例を見つけたのだと思われる。しかし、これらの類似例は国際機関(国連とヨーロッパ評議会)による勧告により順次改善され、捜査機関による取り調べが続くような制度は世界から一掃されたと評価できる。

たとえば、ヨーロッパ評議会のヨーロッパ拷問防止条約に基づいて設立されたヨーロッパ拷問防止委員会(CPT)は、一般報告書92の42項において、「警察による拘禁は、原則として比較的短期間でなければならぬ。したがって、警察の施設で拘禁を受ける者の身体的状況が長期間の拘禁を受ける他の場所にいる者と同程度に良好であることは期待されないが、一定の重要な要求事項は満たしていなければならない。」と定められている。

ヨーロッパ拷問防止委員会はトルコにおける警察拘禁の短縮化に向けて精力的に活動し、国家安全裁判所の管轄下の事件についての警察留置期間が最長は15日、非常事態宣言が出された場合には30日まで延長できるとされていた1990年の制度を、2003年9月までに、警察拘禁の原則は24時間、国家安全裁判所の管轄下の事件についての警察拘禁の期間は原則48時間、集合罪(つまり3人以上が集まった場合)による被疑者の警察留置場への収容期間の最長期間は検察官の書面による命令があれば4日まで延長できるとする制度に変更し

体を確保するために行われるものであり、自白獲得が目的ではないとされている。逮捕された者が捜査機関によって取調べされるのは数時間であり、逮捕時の被疑者の言い分を記録する以外の目的はない。そして、逃走の恐れのない者は原則として勾留決定後に保釈される。警察にとどめ置く時間については、自由権規約委員会は原則48時間までと勧告している。

しかしながら、日本においては、未決拘禁は自白獲得の目的に使われることが当然の前提になっており、弁護人は取調べに立ち会うことができない。起訴前には保釈制度は存在しない。被疑者は一つの逮捕事実に基づいて原則として23日間の身柄拘束が可能であり、

た。

ヨーロッパ拷問防止委員会はハンガリーにおける警察拘禁期間の短縮のためにも活動している。もともと、ハンガリーでも、刑罰執行法によって未決拘禁の場所の原則は拘置所であったが、他のヨーロッパ諸国と著しく異なる、超長期の警察拘禁が例外的に認められていた。このような拘禁は法的には無制限、実際にも数ヶ月継続することもあったようである。ハンガリーは1992年CPTを批准し、CPTによる訪問は1994年に始まった。1998年3月に法改正がなされ、警察拘禁の原則は72時間とされ、30日間は警察に拘禁することができることとされ、例外的なケースではこの期間は60日に延長できることとされた。2003年の訪問時にも、数ヶ月に及ぶ警察拘禁のケースは存在するが、減ってきており、未決拘禁を原則として拘置所で実施するという法律が2005年1月に実施されることとなっているとされている（2004年6月17日付の委員会レポート）。これに対してハンガリー政府はできる限り速やかに拘置所の増設を急いでいると答えている。（2004年6月17日付のハンガリー政府の回答書）

欧米でも、被疑者が拘置所に移ってから捜査機関による取り調べがなされることが全くないわけではない。しかし、それは、捜査官によるインタビュー（任意捜査）として位置づけられ、被疑者には捜査官と会わない自由が保障されている。

自由権規約9条の解釈基準を委員会自らが決めた一般的意見では、「『速やかに』の厳密な意味は、客観的事情によってさまざまであろうが、遅滞は、逮捕時から数日(a few days)を超えるべきではない。委員会の見解としては、個人を移送して裁判所の審問に備えるには、通常、48時間で十分であり、48時間を超えての遅滞は、絶対的な例外にとどめられ、諸事情に照らして正当化されなければならない。司法統制を伴わない法執行官の管理下でのより長い抑留は、虐待の危険を不必要に増加させる」とされている（パラ33）。

また、この意見は、「個人は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている官憲の面前に実際に出頭するために連れて行かれなければならない。被拘禁者が審問に物理的に出席することで、拘束中に受けた待遇を調査する機会が与えられ、拘束の継続が命じられた場合には、拘禁施設への即時移送が容易になる。これは、人の安全に対する権利および、拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いの禁止に対する保護として機能する。当該出頭後の審問及び抑留の合法性又は必要性を裁判官が判断するその後の審問において、個人は、法的援助を受ける権利を有し、これは、原則として自己が選任した弁護人によるべきである（パラ34）」

「委員会の見解としては、再度の抑留は、警察の留置場に戻ることを伴うべきではなく、むしろ、被抑留者の権利に対する危険がより軽減されやすい場所である他の当局の管轄下にある別の施設でなされるべきである。」と定めている。（2014一般的意見35）。まさに、代用監獄が許されないことが一般的意見に示されているのである。

さらに、事件を細分化すれば、逮捕勾留を繰り返すことができる。

この40年間で、未決拘禁の分野については、一定の事件についての録画義務が課されるなど、取調べの可視化が進んだのは事実である。しかし、まだまだ可視化されていない取調べが多く存在する。また、被疑者段階での弁護は拡大し、勾留決定がなされた事件は全件について国選弁護制度が拡大し、国費による刑事弁護が提供されているが、逮捕から勾留までの3日間は、弁護士会が費用を負担する当番弁護士制度しかない。

起訴後の保釈制度はあるが、被疑事実について否認していると保釈はほとんど認められない。これが「人質司法」と呼ばれるものである。保釈の許可率は微増しているものの、保釈後も、厳しい保釈条件によって家族とも自由に会えない例がある。ゴーン氏の場合も妻とすら弁護人による立会なしに会えなかったとされている。近時60名以上の労働組合員が逮捕された関西生コン事件では、保釈された後も、組合の専従者であっても組合事務所に行くことすらできず、社会活動ができなくなっている例も報告されている。

2014年の自由権規約委員会による政府報告書審査において、委員会は、激しい質疑の末に、これらについて厳しい勧告をした²。それにもかかわらず、日本における未決被拘禁者

² 2014年の自由権規約委員会による政府報告書審査において、委員会は、激しい質疑の末に、次のように勧告している。

「委員会は、締約国が、利用可能な資源が不足していること及びこの制度が犯罪捜査にとって効率的であることを理由として、代用監獄の使用を相変わらず正当化していることを遺憾とする。

委員会は、起訴前に、保釈の権利が欠如し、または国選弁護人の援助を受ける権利がないことが、代用監獄において強制的な自白を引き出す危険を強めていることに依然として懸念を有する。

委員会は、さらに、取調べの実施に関して厳しい規制が存在しないことに懸念を表明し、2014年の「改革プラン」（2014年7月9日法制審議会新時代の刑事司法特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」のこ）において提案されている取調べのビデオ録画が義務づけられた範囲が限られていることを遺憾に思う。」

この改革プランがその後法律案となり2016年6月に新刑事訴訟法が制定された。改革は一部にとどまり、取調べ全体の可視化すら実現しなかった。その反面で、通信傍受の範囲が拡大し、司法取引が導入され、捜査権限が拡大した。

委員会の審査の最後にナイジェル・ロドリゲス議長は、次のような締めくくりの発言を行った。

「触れるべき二つの問題(代用監獄制度と慰安婦問題)がある」。彼は日本政府は何度も同じプロセスを繰り返しているという点を指摘した。代用監獄制度に関して、政府はリソースの不足を、制度を改めない理由として述べたが、議長は、「人権の尊重がリソース次第という状況は日本のような先進国ではあってはならないことである」と指摘した。

「こういう制度が維持されている理由は、訴追側が自白を求めたいと考えているためであるとしか考えられない。このような状況は明らかに規約に矛盾している。

日本政府は、委員会がこれまでよりも強い形で勧告を出しても驚かれることはないでしょう。日本政府は明らかに国際コミュニティに抵抗しているようにみえます。」と述べたのである。

数々のイエローカードが突き付けられてきた日本の未決拘禁制度に対して、この勧告はレッドカードを突き付けたものだったといえるだろう。

は無罪を推定される法的地位にあるということが全く考慮されない処遇が続いている。

(6) 山城博治氏とカルロス・ゴーン氏の未決拘禁が恣意的であったとした恣意的拘禁作業部会の勧告

恣意的拘禁作業部会は、2018年に山城博治氏について、2020年にカルロス・ゴーン氏についての未決拘禁が恣意的拘禁であるとする勧告をした。これらの事件の詳細と意義については、項を改めて論ずることとする。

第3 沖縄における自由権の抑圧と人権擁護者の恣意的拘禁

1 LOIPR

パラ16 身体の自由と自由を剥奪された人の取り扱い（自由権規約7、9、10条）

パラ27 平和的集会結社の自由（自由権規約21条）

2 勧告案

1) 締約国は、国連恣意的拘禁作業部会が採択したオピニオン55/2018³を尊重し、人権擁護者であり、平和的抗議活動のリーダーである山城博治氏の恣意的な自由の剥奪に関する独立した調査と、山城氏に対する国際人権基準に見合う救済及び補償を遅滞なく行うこと。

2) 平和的抗議活動のリーダーの逮捕と長期勾留が沖縄の米軍基地建設に対する抗議活動に萎縮効果もたらしたことに鑑み、沖縄、そして日本全土において人びとが警察力に脅かされないで平和的デモや抗議活動を行えるよう確保すること。

3) 抗議行動や平和的集会は道路使用の合法的目的の一つであることを確認し⁴、抗議行動を行う人に対し道路交通法違反による濫用的逮捕が行われないよう確保すること。

4) 締約国は自国が発表した人権理事会の理事国選挙における自発的誓約の文言を守り⁵、国連恣意的拘禁作業部会のカントリービジットを受け入れ、その調査に協力すること。

3 根拠となる事実と勧告を求める理由

市民社会は、あらためて、2014年の総括所見に示された未決拘禁制度の根本的な改革の実現のために力を尽くさなければならない。

² A/HRC/WGAD/2018/55、 para 72

² Ministry of Foreign Affairs of Japan (January 2019) “Japan’s Human Rights Commitments and Pledges” last accessed on 6 January 2021 at: <https://www.mofa.go.jp/files/000175306.pdf>

² A/HRC/WGAD/2018/55、 para 70 and 77

² Ibid、 para 82

² Ibid、 para 70

² A/HRC/WGAD/2018/55

² A/HRC/35/22/Add.1、 para 60

³ A/HRC/WGAD/2018/55

⁴ A/HRC/WGAD/2018/55、 para 72

⁵ Ministry of Foreign Affairs of Japan (January 2019) “Japan’s Human Rights Commitments and Pledges” last accessed on 6 January 2021 at: <https://www.mofa.go.jp/files/000175306.pdf>

(1) 抗議行動のリーダーを狙い撃ちした逮捕

沖縄県はかつて琉球王国と呼ばれる一つの国であったが、琉球処分の結果、1879年に日本に併合された歴史を持つ。太平洋戦争末期には日本軍と米軍の地上戦の場となり、その後1972年に日本に返還されるまでは米国の施政権の下に置かれていた。その間多くの土地が接収され、米軍基地が建設された歴史を持つ。

沖縄県は日本の国土面積のわずか0.6%ほどを占める小さな島嶼県である。しかし今もなおそこに在日米軍施設の約70%が集中しており、沖縄県民は戦後一貫して米軍基地負担の軽減を訴えてきた。沖縄平和運動センター議長の山城博治氏は、長年沖縄で平和運動、および米軍基地に対する抗議行動を平和的に率いてきたリーダーの一人である。

2014年から米軍普天間飛行場の移設先として沖縄県名護市の辺野古で新基地建設が開始、また2016年からは東村高江地区において米海兵隊のヘリパッドの建設が本格的に開始された。山城氏は辺野古と高江地区の両方において抗議活動を率いてきた。

2016年10月17日、山城氏は東村高江での抗議活動中に「フェンスの有刺鉄線を二本切った」として器物損壊の疑いで逮捕された。彼は、結局公判前におよそ5ヶ月に渡って勾留され続けた。

起訴された罪は、以下のとおりである。

- ①同年10月17日に高江の山中で2千円(15米ドル)相当の有刺鉄線1本を切断した
- ②同年8月25日に沖縄防衛局職員に全治2週間の打撲を負わせた
- ③同年1月28日から30日にかけて辺野古の基地前にコンクリートブロックを積み、工事車両の往来を妨害した

これらはいずれも軽微な罪であるが、しかし当初の微罪（器物損壊）による逮捕後、次々に過去の案件に遡って逮捕・勾留が繰り返され、結果として公判前に5ヶ月もの長期にわたって勾留され続けた。これは日本の刑事司法の長年の問題である「人質司法」にあたる。

さらに、最後に逮捕・勾留された威力業務妨害事件は、逮捕の10か月前の出来事であり、多数の沖縄県警察官や沖縄防衛局職員らの前で公然とブロックを積んだ行為を対象とするものである。この行為が悪質なものであれば、警察官は当然その場で行為を中止させたり、逮捕したりすることもできたはずであるが、ビデオなどで撮影するだけで制止することはなかった。にもかかわらずそれから10ヶ月後の11月29日、山城氏を含む4人が逮捕され、警察は辺野古における市民の拠点であるテントや沖縄平和運動センターを家宅捜索し、パソコンなどを押収している。12月22日に北部訓練場の一部返還式典が予定され、12月下旬に辺野古工事再開が予定されていたことを考えると、北部訓練場の一部返還式典に高江のヘリパッド工事を間に合わせるため、また、辺野古の工事再開を前にリーダーである山城氏を現場から長く引き離すため、勾留を長引かせる狙いがあったというほかに説明のしようがない。

これらの状況から、同作業部会は、「政府は山城氏を特定の犯罪容疑ではなく、沖縄の平和主義者、環境保護主義者として権利と自由を生涯にわたって行使してきたことを標的にしている」だけでなく、「この事案の中心に彼の政治的意見があったことは明らかで、当局による対応は差別的としか表現できない」との見方を示した。⁶

その上で、山城氏の逮捕・長期勾留に伴う自由の剥奪が、「世界人権宣言2、5、7、9、

⁶ A/HRC/WGAD/2018/55, para 70 and 77

19、20及び25条と、自由権規約2、7、9、10、19、21、26、27条に違反し、恣意的」であるとの判断を示し⁷、さらに「公共の表現の自由に及ぼす萎縮効果」に対する懸念を表明している。⁸

(2) 勾留中及び保釈後の正当化できない制限

勾留中、山城氏は、弁護士を除いて、家族とも面会することが禁止された。さらに弁護士以外とは手紙のやり取りも一切禁止された。山城氏によれば、拘置所では就寝時に僅かに光量が落とされるものの、24時間照明がつきっぱなしの上、時計がないために時間の感覚が奪われ、大きな苦痛を経験したという。また、山城氏は悪性リンパ腫を患っており、当時は医師の定期検診が必要な状態だったにも関わらず、受診が許されず再発の恐怖とも闘わなくてはならなかった。保釈に当たっても、抗議行動の関係者との接触が制限されており、実質的に抗議行動に参加することも制限されていた。

特に、抗議活動に関係のない家族との面会禁止や、保釈中の制限は、均衡性、合理性、そして必要性に欠け、懲罰的であった。これは、山城氏だけでなく、抗議活動を共に行う沖縄の人々に対して萎縮効果をもたらすものである。

(3) 国際人権基準の軽視

2018年3月14日、那覇地裁は山城氏に、威力業務妨害などで懲役2年、執行猶予3年を言い渡した。福岡高等裁判所那覇支部は2018年12月13日に控訴を棄却した。山城氏は、最高裁判所に上告したが、2019年4月22日、最高裁判所は上告を棄却し、刑が確定した。

国連恣意的拘禁作業部会は、2018年12月の意見No55/2018⁹で、沖縄の新基地建設反対運動のリーダーである山城博治氏の逮捕・長期勾留による自由の剥奪を、山城氏の政治的意見に基づく差別であり、恣意的な自由の剥奪であるとの判断を示している。しかし、その意見が日本の裁判所で尊重されることはなかった。また恣意的拘禁作業部会は、日本政府に対し、山城氏の自由の剥奪について独立した機関による調査を行い、遅滞なく救済・賠償を行うよう求めているが、この意見が公開されて2年以上経過した今も未だに実施されていない。自由権規約の締約国であり、国連人権理事会の理事国であることに鑑み、日本政府は作業部会が示した判断を尊重し、実施するべきである。

(4) 萎縮効果

沖縄の平和的抗議活動のリーダーである山城氏の逮捕及び長期勾留は、山城氏自身の権利を侵害するばかりか、表現の自由に関する特別報告者が懸念を表明したように、他の抗議者に対し萎縮効果を与え、彼らの表現の自由及び平和的集会の権利を脅かすものである。¹⁰

山城氏以外でも、米軍基地建設反対市民運動に対する逮捕の頻度は著しく高い。例えば沖縄県米軍北部訓練場のヘリパッド建設に抗議する市民が、2016年8月から同11月までの4ヶ月で9件、14人逮捕されている。しかしその過半数は勾留されることなく釈放されている。日本全体の刑法犯の勾留率が90%（2015）であることを鑑み、逮捕権が反対運動を萎縮させるために「恣意的に運用されている」と指摘する弁護士もいる。¹¹

⁷ Ibid, para 82

⁸ Ibid, para 70

⁹ A/HRC/WGAD/2018/55

¹⁰ A/HRC/35/22/Add.1, para 60

¹¹ <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/133698>

抗議者を道路交通法違反などの軽微な罪で逮捕する事例が多く発生したことについて、日本政府は「警察は...道路の危険を防止し、交通の円滑かつ安全な流れを確保するために同法に基づいて違反行為を行っている抗議者を逮捕した」に過ぎず、「逮捕は、刑事訴訟法に規定された適正な手続に基づいて行った」¹²と回答している。

しかし、そもそも「集会は、商業活動または車両や歩行者の移動と同様に公共空間の正当な利用」¹³であり、「『集会』は、デモ、会議、ストライキ、行列、集会、座り込みなどの形」¹⁴をとり、時にはそれが長期に及ぶとされている。「法律違反に対する過剰で不均衡な処罰や、公共空間の使用に対する不合理な制限は、平和的集会の自由の権利に悪影響を及ぼす」¹⁵ものであり、道路交通法や刑事訴訟法の手続的合法性を強調するよりも、それらの運用を国際人権基準に合致するように変えていくことが締約国には求められている。

第4 カルロス・ゴーン氏に対する刑事拘禁に関する追加情報

1 概要

日本の大手自動車メーカーの元代表取締役であるゴーン氏は、金融商品取引法違反等に問われ、2018年11月19日から2019年3月6日までの間と、2019年4月4日から同年4月25日までの間、合計128日間勾留された。この勾留に対しては、2020年11月20日、国連恣意的拘禁作業部会が、恣意的な拘禁に当たるとする意見を出した。

2 事実経過

ゴーン氏は、2018年11月19日から同年12月10日まで、2010年から2014年にかけて実行されたという金融商品取引法違反（報酬を実際よりも少なく記載したことによる有価証券報告書の虚偽記載）で逮捕、勾留された。ゴーン氏は同罪で起訴されたが、さらに同日、2015年から2017年にかけて実行されたという有価証券報告書の虚偽記載を理由に逮捕、勾留された。しかし、裁判所が検察官の勾留期間延長請求を却下したため、2019年12月21日、検察官は別の会社法違反（特別背任）を理由にゴーン氏を逮捕、勾留した。ゴーン氏はこれらの罪で起訴された後、2019年3月6日に保釈金10億円を支払って保釈された。ところが、ゴーン氏が記者会見をすると発表した翌日、彼は2019年4月4日に別の会社法違反で逮捕、勾留された。同罪で起訴された後、4月25日にゴーン氏は保釈金をさらに5億円支払って、再び保釈された。

3 自由権規約9条、14条に反すること

(1) ゴーン氏は合計128日間という長期間勾留されたが、これは起訴前の勾留における保釈制度がないことに起因する。既に述べたとおり、日本においては、1つの事件について最長23日間の逮捕・勾留が可能であるため、捜査機関は複数の事件をまとめて逮捕せずに、1つずつ分けて逮捕する運用が日常的になされている。そして、起訴前の保釈制度がないた

¹² A/HRC/WGAD/2018/55、 para 42

¹³ A/HRC/31/66、 para 32. See also A/HRC/20/27、 para. 41、 and ODIHR/OSCE *Guidelines*、 para. 20.

¹⁴ A/HRC/31/66、 Para10

¹⁵ Ibid、 para 7

め、裁判所によって罪証隠滅のおそれや、逃亡のおそれがあると見なされた場合は、最長23日間釈放されない。同規約9条3項は、妥当な期間に釈放される権利を定めており、起訴前保釈がない日本の刑事訴訟法は同規約に違反する。

- (2) また、ゴーン氏は勾留中、連日取り調べを受けたが、弁護士の立ち合いはなされなかった。日本政府は、勾留中、捜査機関に取り調べを行う権利があると考えており、警察官、検察官は、取り調べに弁護士が立ち会うことを拒絶している。弁護士が立ち会わない取り調べにおいて、彼らは、黙秘権を行使している被疑者に対して、黙秘していると不利益があると言ったり、侮辱的な言葉を言うことがある。これは被疑者の弁護人依頼権を侵害するものであり、同規約14条3項bに違反する。
- (3) ゴーン氏に対しては、一連の事件を2010年から2014年と2015年から2017年の分に分けて逮捕、勾留をしたが、これは1回で留めるべき身体拘束を、長時間取り調べを行うために2回に分けたものと考えられる。捜査機関が、事件を1つずつ分けて逮捕・勾留をしようとするのは(1)に書いたとおりである。また、既に保釈されていたにもかかわらず、捜査機関は取調べを行うために4回目の逮捕、勾留を行なった。これは、記者会見を開こうとしたゴーン氏が、マスコミに影響を与えるのを防ぐのが目的だったように思われ、必要のない逮捕・勾留だった可能性がある。また、逮捕時には報道機関の前で、ゴーン氏が暴れたり逃げたりする具体的なおそれはないのに、必要のない手錠と腰縄を使用した。法律は、逮捕にあたり、手錠をどのような場合に用いてよいか定めておらず、国家公安委員会が定めた規則においてルールが定められているが、法的拘束力はないと解釈されている。これらの逮捕、勾留の繰り返し及び手錠腰縄の使用は、被疑者に対して過度の精神的、身体的苦痛を与え、あるいは社会的評判を傷つけて自白を強要することにつながるため、規約14条3項gに違反する。
- (4) なお、カルロスゴーン氏に関する国連恣意的拘禁作業部会の意見については、上川陽子法務大臣は記者会見を開いて、事実関係が誤っていると抗議した。確かに、意見中の、逮捕後に裁判官の面前に連れて行かれることなく勾留されたという点と、勾留中裁判所において勾留を争うことができなかったという2つの点は、事実ではない。しかし、この誤りは、政府が事実関係について回答を拒否したために発生したものである。この2点以外に、意見が認めた事実中に誤りはない。

第5 入管収容に関する追加情報

1 日本の入管収容と近時の状況概説

日本の法務省／入管庁によれば、退去強制手続の対象者はすべて収容されることが原則であり（原則収容主義、全件収容主義）、必要性・合理性・比例性は収容の要件ではない。収容の開始や継続につき司法審査の機会が設けられておらず、被収容者が自ら訴訟を提起しない限り、司法審査を受ける機会はない。被収容者は政府の法律援助から排除されており、司法審査を受ける機会が全く保障されていない。司法審査が行われる場合も、裁判所も原則収容主義を是認しているため、収容が違法であるとされることはほとんどまったくない。

その結果、収容を解く手段としては、事実上入管が行う仮放免に限られている。いかなる場合に仮放免を認めるかは入管の広い裁量が認められている。実際に、収容からどの程度

で仮放免が認められるかは、そのときの入管の政策によって大きく変わり、前回レポートで詳細に述べたとおり（24・26頁）、近時は、コロナ禍が深刻になる2020年春先以前の時期における数年間において、収容は極めて長期化する傾向にあった。

すなわち、2019年6月30日時点で、退去強制令書に基づく被収容者は、全国で1253名にもものぼり、うち、収容期間が6か月以上の長きに及ぶ者は679名、1年以上が531名、2年以上が251名、3年以上収容されていた者が76名にもものぼった。

2 2週間仮放免と国連恣意的拘禁作業部会による意見

(1) 2週間仮放免

前回レポートで述べたとおり、収容の長期化を受けハンガーストライキを行う被収容者が増え、また、その最中でナイジェリア人男性が収容所内で餓死するという事件が起き、これに対し、入管は2週間程度のみ仮放免を行って再収容するという方策を開始した。2週間仮放免の対象となった被収容者の中には、内臓疾患等で身体が壊れるほか、精神疾患を発症する者（あるいは悪化させる者）、自殺未遂・自傷行為を繰り返す者、排泄のコントロールが出来ずにおむつ姿になる者、糞尿を身体や施設の壁に塗り付けるようになる者などが出た。

(2) 恣意的拘禁作業部会への通報

かかる状況にあつて、無期限収容及び2週間仮放免に繰り返し曝された、A氏・B氏2人の難民認定申請者について、2019年10月10日に、恣意的拘禁作業部会への通報がなされたところ、2020年8月28日に同作業部会において、2名の収容につき、世界人権宣言第2条、第3条、第8条、第9条、第14条、自由権規約第2条、第9条、第26条に違反するとの意見が採択された。

3 名古屋入管被収容者死亡事件

2021年3月6日に、名古屋出入国在留管理局に2020年8月以降、約6か月半収容されていた、スリランカ国籍の女性ウィシュマ・サンダマリ氏が、同局内で死亡する事件が発生した。なお、同人は、超過滞在以外の法違反はなかった。同人は、同居していた男性から暴力を受けており、さらに家から追い出されたために警察に相談に行ったところ、逮捕され、そのまま入管に収容された。

同人が2021年1月に行った仮放免申請は却下され、亡くなったときは2月に行った2度目の仮放免申請が係属中であつた。ウィシュマ氏は、死亡時までその体重は約20キログラムも減少し、食べても飲んで嘔吐するようになった。同人や支援者は、点滴や入院治療を求めていたが、この要望も受け入れられなかった。

2021年8月に入管職員による調査チームによる調査報告書が公開されたが¹⁶、死因は「不明」と記載された。ウィシュマ氏の収容が、憲法や、自由権規約等の国際人権法に合致するものであるか否かについては、検討すらされなかった。

ウィシュマ氏が収容されていた間の監視カメラの映像も存在するが、入管はその開示を拒

¹⁶ 調査チームの具体的なメンバーは不明であり、また、何人かの有識者が調査に関与したが、調査チームが用意した記録や報告を受けて意見や指摘を行うという方法であつた。

んだ。最終的に、ウィシュマ氏の遺族である妹2人が、入管によって2時間に編集された映像を、法務省内で、代理人弁護士なしで見ることしか許さなかった。

4 入管法改正案の提出と取りやめ

2021年2月19日、政府は、入管法「改正」法案を閣議決定した。同法案は、無期限収容、司法審査を経ない収容、原則収容主義を存置し、また、在留の判断につき国際人権法の適用を否定し、また、ほとんど誰も認定されない難民認定手続についての抜本的な見直しは行わないままであったが、①3回目以降の複数回難民認定申請者につき、原則、審査手続中であっても強制送還を可能にすること、②退去強制令書が出ても送還に応じない人々の一部（法務大臣が告示でそれらの人々の範囲を決定）につき、「送還忌避罪」を新設すること、③主任審査官が「相当」と認める時のみ、「監理措置」という形で収容しない制度を策定すること、④被監理者の逃亡罪の新設、⑤被監理者の不法就労罪の新設を含んでいた。

これに対しては、国連難民高等弁務官事務所がノン・ルフールマン原則の遵守などに関する「非常に重大な懸念」を表明する意見書を公表し¹⁷、また、移住者の人権に関する特別報告者、恣意的拘禁作業部会、思想信条の自由に関する特別報告者、並びに拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する特別報告者らも、共同書簡を出した。彼らは、同書簡において、収容期間の上限を示さない収容制度の存置、司法審査を経ない収容制度の存置、監理措置の創設を定める閣法に対して、「国際法上の日本の義務、特に自由権規約（ICCPR）と適合しているかどうかについて、深刻な懸念」を表明した¹⁸。

国内においても、研究者が共同で反対の声明を出したり、市民の多くが反対の声を上げるなどした。

その結果、2021年5月、同法案は取りやめられた。しかしながら、政府は、現在の入管収容のあり方及びそれを温存する改正法案が自由権規約等の国際人権法違反であることを認めておらず、また、再提案をあきらめていない。

5 まとめ

以上のとおり、入管収容に関し、政府が国際人権法を遵守しようとしないう姿勢はより明らかになっており、前回レポートに記載した「求める勧告」（24、29頁）がなされる緊急性はより一層高まっている。

第6 精神科病院における身体拘束に関する追加情報

1 概要

日本の精神医療における人口あたりの身体拘束をされる率（身体拘束率）は、米国の約270倍、オーストラリアの約600倍、ニュージーランドの3200倍である。

¹⁷ (全文) <https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2021/04/20210409-UNHCR-Full-Comments-on-ICRRA-Bill-English.pdf>、(概要) [Executive-Summary-ICRRA-20210409.pdf](https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2021/04/20210409-UNHCR-Executive-Summary-ICRRA-20210409.pdf) (unhcr.org)

¹⁸ <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/SRMigrants/Comments/OL-JPN31-03-21.pdf>

しかし、人の身体をベッド等に縛り付けて動けないようにするという行為は、身体の自由（自由権規約第9条）を文字どおり完全に奪うものである。また、以下に紹介する事例における患者がそうであったように、身体拘束の間は、食事の経口摂取が許されず、経鼻胃管による強制栄養や、尿道カテーテルやおむつによる排泄といった「非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」（自由権規約第7条）が伴うことが多い。

にもかかわらず、日本の精神医療で安易に身体拘束が行われている背景には、身体拘束を認める法律上の要件が緩やかに過ぎることに加えて、裁判所がその要件解釈について医師に裁量を与えることで恣意的な身体拘束を追認している、という問題がある。

この問題を端的に示す地裁判決が2021年6月に東京地方裁判所で言い渡されたことから、以下、その事案について報告する。

2 事案の内容

以下は、当時14歳だった摂食障害の女兒に対する77日間に及ぶ身体拘束について、うち60日間を適法とした地裁判決についての報告である。

2008年5月19日、当時14歳だったT（女性）は、摂食障害（神経性無食欲症）と診断され、K病院に任意入院した。

重症度は中等度であったが、医師からは1日3回、常食を80%以上摂取できなければ経鼻胃管とする旨警告され、両親を含め外界との接触が禁止され、ぬいぐるみ1個以外持ち込み禁止、音楽・読書・テレビも禁止され、ベッド上から降りずにひたすら安静にするという極めて厳しい処遇下に置かれ、かつ、これらの制限について緩和の条件や時期についても何ら具体的な説明を受けられなかった。そのため、入院5日目の5月23日、Tは、親に10分でも20分でも良いから会わせて欲しい、友達に手紙が書きたい、せめて音楽はOKにして欲しいと泣いて訴えた。しかし、医師は全く聞く耳を持たなかった。

追い詰められたTは、入院6日目の5月24日、内科に移りたい、無理なら退院したいと訴え、水分補給のための点滴を泣きながら抜去した。その後、Tは、面談した医師に対しては反抗的な態度を取ったが、周囲に危害を加えるような粗暴な行動に及ぶことはなく、また、看護師の傾聴によって落ち着きを取り戻し、最終的にはK病院での入院継続を受け入れるに至った。

ところが、かかるTに対し、医師は、生命の危険があるとして、突如として身体拘束（両上下肢、肩の5点拘束）を開始するとともに、食事の際も排泄の際も一切拘束を解除せず、栄養は経鼻胃管による摂取のみ、排泄は尿道カテーテルとおむつでベッド上でさせるという指示を下し、Tの人格と尊厳を蹂躪した。

さらに、この身体拘束は、その後8月8日まで77日間にもわたって解除されなかった。拘束解除後の9月26日、Tは入院後131日目にしてようやく両親との面会を許可された。Tは両親に対して、退院を強く希望した。その結果、Tは11月21日に退院した。

Tは2015年に婚姻し、配偶者の共感と協力を得たことで、自らが受けた身体拘束は間違っていたことを明らかにしたいと考え、2016年に弁護士にアクセスした。弁護士はK病院と交渉したが、K病院は責任を認めなかった。

そのため、2018年5月、Tは、K病院に対して、77日間の身体拘束は違法であったとして、損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。

しかし2021年6月、東京地裁は、K病院がTに対して身体拘束を開始したこと、及び、その後60日間継続したことについては「不合理であったと認めることはできない」として適法と判断し、最後の17日間だけを違法と判断した（以下、この地裁判決を「本件判決」という。）。

TとK病院は、いずれも本件判決を不服として東京高裁に控訴した。2021年10月現在、裁判はまだ継続中である。

3 精神科病院における身体拘束に関する日本の法規制

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）36条1項は、精神科病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができると規定し、同法37条1項では、厚生労働大臣が精神科病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定める旨を規定している。そして、上記37条に基づく大臣の告示¹⁹は、以下の（1）（2）の要件をいずれも満たす場合に限り、例外的に身体拘束が許容される旨定める。

- （1）要件1：対象となる患者が、以下のいずれかの場合に該当する患者であること
 - ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合
 - イ 多動又は不穏が顕著である場合
 - ウ ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合
- （2）要件2：身体的拘束以外によい代替方法がない場合

4 本件判決の問題点

本件判決において、東京地方裁判所は、Tに対する77日間の身体拘束のうち、60日間については、要件1の「ウ」類型、及び、要件2を満たしていたと認定した。

しかし、本件判決で指摘された以下の3つの判示は、そもそも身体拘束が医師の患者に対する人権制約に容易に繋がり得ることから例外的な場面に限定して許容されているという精神保健福祉法及び告示の趣旨に明らかに反しており、問題である。

- ① 身体拘束の違法性の立証責任は患者にある
原則的に、相手方の同意なき身体拘束は違法な行為であり、刑法上の逮捕監禁罪にも当たる。したがって、身体拘束が告示の要件を満たすという事実は、違法性阻却事由であり、その立証責任は病院にあるはずである。
- ② 医師の裁量
本件判決は、医師には、本件告示の該当性を判断するにあたり合理的な裁量があるとした。
- ③ 告示「ウ」の類型に該当するためには、明白性や切迫性は不要である
「ア」と「イ」とのバランスを考えると、「ウ」の類型では、生命の危険が客観的に明白であり、かつ、切迫している必要があると解するのが相当である。しかし、本件判決

¹⁹ 「精神保健福祉法第37条1項の規定に基づく厚生大臣が定める処遇の基準」（1988（昭和63）年4月8日厚生省告示第130号）

は、「ウ」の類型について、そのような制限的な解釈は不要と判断した。裁判所は、仮に生命の危険の明白性や切迫性が客観的に明らかではないとしても、医師の裁量で「ウ」の類型に該当すると判断した場合は、それは不合理ではないと判断した。

5 日本政府に求められること

- (1) 身体拘束の要件を定める告示「ウ」の「ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合」の規定は、生命の危険に対する切迫性や顕著性を明示的に求めている。その結果、現場の医師の裁量による恣意的な運用が許容されてしまっている。したがって、日本政府は直ちに告示の改正を行い、医師の裁量の余地を認めない程度に厳格な要件に改めるべきである。
- (2) また、恣意的な身体拘束に対して、現行法上の救済制度（精神医療審査会による審査）が十分に機能していないため、政府は国内人権機関を設置すべきである。このことは、既に提出した報告書の「第3 精神科医療における拘禁」において指摘したとおりである。